

承認第2号

豊後大野市税特別措置条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年5月7日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

豊大専第4号

専 決 処 分 書

豊後大野市税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

豊後大野市長 川 野 文 敏



豊後大野市税特別措置条例の一部を改正する条例

豊後大野市税特別措置条例（平成 17 年豊後大野市条例第 63 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「令和 7 年 3 月 31 日」を「令和 10 年 3 月 31 日」に改める。

第 4 条第 1 項中「、特定業務施設」の次に「及び同法第 5 条第 4 項第 5 号に規定する特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるもの」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。